

後 援 会 会 則

横浜薬科大学後援会

横浜薬科大学後援会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、横浜薬科大学後援会と称し、事務局を横浜薬科大学内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、横浜薬科大学学生の健全な学園生活をサポートするための組織であり、横浜薬科大学在学生、同大学在学生の父母（以下「保護者」という。）、教職員間の連携を深め、大学の堅実な発展を支援することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）学生への支援事業。
（2）学校と会員とのセミナー等の開催。
（3）部活動・サークル活動に対する支援。
（4）その他目的達成のために必要と認められる事業。

(会 員)

第 4 条 本会は、横浜薬科大学のすべての保護者を会員とし、これをもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 2 名 会計 2 名 監査 2 名 幹事 若干名

(事務局長・顧問)

第 6 条 本会に事務局長および顧問を置く。
2 事務局長は、以下の（1）及び（2）の規定に従い、会長が横浜薬科大学の事務職員に委嘱する。
（1）役員会に出席し意見を述べることが出来るが議決権を有さない。
（2）必要が認められるときは会長の指示を受けて事務を補佐する。
3 顧問は、以下の（1）及び（2）の規定に従い、会長が横浜薬科大学後援会担当教員に委嘱する。
（1）役員会に出席し意見を述べることが出来るが議決権を有さない。
（2）必要事項を大学教員に連絡・指示する。

(職務権限)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
3 会計は、本会の会計事務にあたる。
4 監査は、本会の会計を監査する。
5 幹事は、会長の旨を受けて業務を分掌する。

(役員を選出)

第 8 条 会長及び幹事は、総会において承認を受けて会員の中から選出する。
2 監査は、総会において承認をうけて 2 名を選出する。
3 副会長及び会計は、選出幹事の中から、会長が指名する。

(任 期)

第 9 条 役員の任期は、総会において承認を受けてから、次年度の総会で、次年度役員が承認を受けるまでの 1 年とし、再任を妨げない。役員は、その任期が満了しても、また、役員のご子息、ご息女が卒業しても、任期を優先し、後任者が決定するまでは、職務を行うものとする。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(総 会)

第 11 条 定時総会は、会長が招集し、年 1 回開催する。臨時総会は、役員会において必要と認めたとき、会長が招集する。
2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
3 総会は、次の事項を審議し承認する。
（1）事業報告及び計画
（2）予算及び決算
（3）役員の選任
（4）会則の改正
（5）その他重要事項
4 総会は、会員の過半数の出席（委任状提出者も出席数に含む。）をもって成立する。なお、横浜薬科大学在学生一人に対して数名の保護者が出席した場合は、数名の父母を合わせて一出席者とするものとする。
5 総会の決議は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長が決する。

(役員会)

第 12 条 役員会は会長、副会長、会計及び幹事をもって構成され、必要に応じ会長が招集し、開催する。
2 役員会は、会務及び事業の立案並びに執行にあたる。
3 役員会の議長は、会長が務める。役員会は、全役員の過半数の出席（委任状提出者も出席者に含む。）をもって成立し、役員会の決議は、出席役員の過半数をもって決する。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。
会費は、在学生一人につき年間 12,000 円とする。なお、納入金は返却しないものとする。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(改 正)

第 15 条 本会の会則の改正は、総会出席者の過半数の承認を必要とする。

附 則

1. 本会則は平成 22 年 10 月 31 日より施行する。
2. 本会則は平成 27 年 5 月 17 日より改正する。